

令和元年度

第 1 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和元年 1 2 月 2 5 日（水）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和元年度第1回千葉市環境影響評価審査会議事録

1 日 時：令和元年12月25日（水） 午後1：30～3：29

2 場 所：千葉市役所本庁舎8階 正庁

3 出席者：（委員）

岡本委員、三澤委員、重岡委員、矢野委員、町田委員、杉田委員、
大原委員、土谷委員、櫻庭委員、鶴見委員、北原委員、諏訪園委員、
佐久間委員、羽染委員

（事務局）

矢澤環境保全部長、安西環境保全課長、木下環境規制課長、

秋山温暖化対策室長、大山自然保護対策室長、木村環境保全課課長補佐

4 議 題

（1）会長、副会長の選出について

（2）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（諮問）

（3）その他

5 議事の概要

（1）会長、副会長の選出について

会長、副会長を互選により選出した。

（2）千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（諮問）

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について、会長に対し、
諮問した。

（3）その他

今後のスケジュールを確認した。

午後 1 時 3 0 分 開会

【木村環境保全課課長補佐】 皆様、定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、年末の忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます環境保全課課長補佐の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たり、環境保全部長の矢澤よりご挨拶申し上げます。

【矢澤環境保全部長】 皆様、こんにちは。環境保全部長の矢澤でございます。令和元年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年の瀬の大変お忙しい中、本審査会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より環境行政はもとより、市政各般にわたりご指導、ご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

このたび、千葉市から若葉区にあります北谷津清掃工場を撤去し、新たな清掃工場を建設する計画に係る環境影響評価準備書が提出されました。本準備書に対する市長意見の形成に当たりまして、千葉市環境影響評価条例の規定に基づき諮問させていただきますので、各委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日、よろしくお願いいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 次に、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要でございます。委員総数 18 名のところ、本日は 14 名の方にご出席いただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、唐委員、根上委員、田部井委員、川瀬委員の 4 名の委員の方から欠席のご連絡を受けてございます。

続いて、本日は改選後初めての審査会となりますので、委員の皆様をご紹介します。

岡本委員でございます。

【岡本委員】 岡本です。よろしくお願いいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 三澤委員でございます。

【三澤委員】 三澤です。

【木村環境保全課課長補佐】 重岡委員でございます。

【重岡委員】 重岡です。よろしくお願いいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 矢野委員でございます。

【矢野委員】 矢野でございます。よろしくお願いいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 町田委員でございます。

【町田委員】 町田です。よろしくお願いします。

【木村環境保全課課長補佐】 杉田委員でございます。
【杉田委員】 杉田です。よろしくお願いいたします。
【木村環境保全課課長補佐】 大原委員でございます。
【大原委員】 よろしく申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 土谷委員でございます。
【土谷委員】 よろしく申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 櫻庭委員でございます。
【櫻庭委員】 櫻庭です。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 鶴見委員でございます。
【鶴見委員】 よろしくをお願いいたします。
【木村環境保全課課長補佐】 北原委員でございます。
【北原委員】 北原です。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 諏訪園委員でございます。
【諏訪園委員】 よろしく申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 佐久間委員でございます。
【佐久間委員】 佐久間です。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 羽染委員でございます。
【羽染委員】 羽染です。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。先ほど挨拶いたしました環境保全部長の矢澤です。

【矢澤環境保全部長】 改めまして、矢澤でございます。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 環境保全課長の安西です。
【安西環境保全課長】 安西でございます。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 環境規制課長の木下です。
【木下環境規制課長】 木下でございます。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 環境保全課自然保護対策室長の大山です。
【大山自然保護対策室長】 大山でございます。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 環境保全課温暖化対策室長の秋山です。
【秋山温暖化対策室長】 秋山でございます。よろしくお願い申し上げます。
【木村環境保全課課長補佐】 そして、私、環境保全課課長補佐の木村です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、机上に配付しております本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

まず、次第 A4 判 1 枚、本日の席次表 A4 判 1 枚。

資料 1「千葉市環境影響評価審査会委員名簿」、A4 判 1 枚。

資料 2 といたしまして、「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書」、及び本日ご持参をお願いしておりました同準備書の要約書及び準備書のあら

まします。ございますでしょうか。

資料 3「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る審査経緯と今後のスケジュールについて」、A4 判両面刷りで 1 枚となっております。

資料 4「審査会委員から事前に寄せられた準備書に対する意見と事業者見解」、こちらは A4 判両面刷りのものが 2 枚となっております。

続いて、参考資料が 1 から 3 までございます。タイトルの読み上げは省略いたしますが、資料がそろっているか確認をお願いいたします。皆様、大丈夫でしょうか。

最後に、事業者側が作成した資料といたしまして、パワーポイント資料、2 アップになっております A4 判カラーの資料一式となります。

以上ですが、不足、乱丁等ありますでしょうか。もし会議の途中でお気づきになった場合は、事務局にお申し出ください。

次に、会議、議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様にご承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を順守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 1 項に基づき、議長は会長が行うこととなっておりますが、本日は委員の改選後、初めての審査会となりますので、会長、副会長が不在でございます。会長が選任されるまでの間、環境保全部長の矢澤が進行を務めさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【木村環境保全課課長補佐】 ありがとうございます。

矢澤部長、よろしくお願いいたします。

【矢澤環境保全部長】 それでは、僭越ではございますが、会長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題 1 の会長及び副会長の選出でございます。会長及び副会長は、千葉市環境影響評価条例施行規則第 94 条第 2 項により、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

大原委員。

【大原委員】 会長として岡本委員、副会長として北原委員をお願いしたいと思いますので、ご提案します。

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。ただいま大原委員より、会長に岡本委員を、副会長に北原委員をとのご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。委員の皆様にご承認をいただけたけれども、岡本委員、会長にご就任いただけますでしょうか。

【岡本委員】 はい、務めさせていただきたいと思います。

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。

北原委員、副会長にご就任をいただけますでしょうか。

【北原委員】 はい、お引き受けいたします。

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、私は任を解かせていただきます。
ご協力誠にありがとうございました。

【木村環境保全課課長補佐】 それでは、岡本委員、北原委員は会長席、副会長席へ
ご移動をお願いいたします。

(岡本委員は会長席へ、北原委員は副会長席へ移動)

【木村環境保全課課長補佐】 それでは、ここで岡本会長から一言ご挨拶をいただき
たいと思います。岡本会長、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 岡本でございます。皆様よりご推薦をいただきましたので、会長の任
を微力ながら務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしま
す。

千葉市の環境も、以前に比べるとかなり改善されてきた部分もありますが、温室
効果ガスの問題ですとか、臨海部の粉じんの問題ですとか、まださまざまな多くの
課題を抱えております。その中で、環境影響評価審査会の役割も今後ますます重要
性を増してくるのではないかと思います。ぜひ、皆様方にもご協力をいただきまし
て、千葉市民の健康、安全、さまざまな面で重要な課題について取り組んでいきたく
と考えております。どうか皆様方、よろしくお願いいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 ありがとうございます。

続いて、北原副会長からも一言ご挨拶をいただきたいと思います。北原副会長、
よろしくお願いいたします。

【北原副会長】 北原です。大変微力ではありますが、皆様のお力をお借りし
ながら、会長のお手伝いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いい
たします。

【木村環境保全課課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事の進行は岡本会長にお願いしたいと存じます。岡本会
長、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 それでは、これより議事を進めてまいりたいと思います。これより先、
私、着席して議事を進めさせていただきますので、説明してくださる皆様も着席し
たままで結構でございます。

それでは、議題 2「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書につい
て（諮問）」です。事務局より説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 このたび、千葉市環境影響評価条例に基づき、令和元年 11 月
14 日付けで千葉市から「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書」
の送付を受けたところでございます。つきましては、市長意見の形成に当たり、千

葉市環境影響評価条例第 24 条第 3 項の規定に基づき、環境影響評価準備書について
諮問させていただくものでございます。

(矢澤環境保全部長より岡本会長へ諮問書手交)

(諮問書の写しを配付)

【岡本会長】 皆様方、手元に届きましたでしょうか。

ただいま、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書についての諮問を受けましたので、この審査会で審議していきたいと思えます。

次に、議題 2 の説明についてですが、最初に事務局から、その後、事業者から事業概要や準備書に関する説明があります。

では、初めに事務局より、手続等についての説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは事務局から 3 点ほど説明させていただきます。

1 点目は、清掃工場に係る環境影響評価手続きについて、2 点目は本計画の審査経緯とスケジュールについて、3 点目は平成 30 年度の千葉市の環境状況について、それぞれ説明させていただきます。

初めに、清掃工場に係る環境評価手続きについて説明させていただきます。参考資料 1 をご覧ください。

(1) の環境影響評価準備書の概略についてですが、初めに、環境影響評価制度につきましましては、開発事業の内容を決めるに当たり、環境にどのような影響を及ぼすか、事業者が自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、一般の方や地方公共団体等から意見を聞き、環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていく制度でございます。

このたびの準備書につきましましては、1 つ前の図書となりますが、環境影響評価方法書の手続きを経て決定しました評価項目や方法により、調査・予測・評価を行い、環境保全対策の検討の結果を示したものでございます。今後、事業者につきましましては、市民、専門家、地方公共団体などの意見を聞き、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、次の図書となります環境影響評価書を作成することとなります。

手続きにつきましましては、(2) のフローに書いてございますが、まず、事業者が準備書を市に提出します。市は公告し、縦覧を行います。事業者におきましては、記載内容を周知するため説明会を開催いたします。そして、市は市民等から環境保全の見地からの意見を受け付けます。その意見に対し、事業者は見解書を策定し、市に提出します。市は公告・縦覧を行い、市長意見を述べるに当たり必要があると判断した場合には、公聴会を開催します。このような手続きを経た後、事業者に対し、環境保全の見地から市長意見を提出することとなります。

続きまして、本計画の審査経緯とスケジュールについて説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。千葉市北谷津新清掃工場建設に係る審査経緯と今後のスケジュールについて説明させていただきます。

まず、当計画の最初の手続きとなります 1 番の計画段階環境配慮書につきましましては、平成 28 年 12 月 28 日に市に送付され、手続きが開始された次第でございます。

その後、平成 29 年 1 月から 2 月にかけて、縦覧、市民意見の受け付けを行い、3 月の平成 28 年度第 4 回審査会にて諮問させていただき、年度が変わり 4 月の平成 29 年度第 1 回審査会で答申をいただいたところです。この配慮書手続きにつきましては、4 月 27 日の市長意見の発出をもって、手続き終了となっております。

その後、2 番の事業計画概要書の縦覧等を経た後、3 番目になりますが、環境影響評価方法書の提出を平成 29 年 9 月 19 日に受け、手続きが開始された次第です。その後、10 月から 11 月にかけて縦覧、市民意見の受け付け、住民説明会の開催。なお、説明会は、関係市となる佐倉市、四街道市、八街市においても 1 回ずつ開催されているところでございます。

この方法書につきましては、12 月の平成 29 年度第 4 回審査会に諮問させていただき、明けて 1 月の第 5 回審査会において答申をいただいたところです。その後、2 月 9 日の市長意見をもちまして方法書の手続きが終了となっております。

4 番目となりますが、このたび審査をお願いいたします準備書の手続きに移ります。令和元年 11 月 14 日に準備書の送付を受けまして、手続きが開始され、11 月 28 日から 12 月 27 日まで縦覧をしているところでございます。また、令和 2 年 1 月 11 日まで、市民意見の受け付けを実施しております。12 月 14 日から 23 日にかけて、住民説明会を市内で 2 回、佐倉市、四街道市、八街市で各 1 回ずつ実施したところでございます。

裏に移りまして、これからの流れについてですが、本日 12 月 25 日に令和元年度第 1 回の審査会に諮問させていただいたところでございます。今後、令和 2 年 3 月から 4 月にかけて、2 回目の審査会を開催させていただき、答申をいただく予定でございます。4 月以降に市長意見の発出を考えております。

最後に、当清掃工場建設計画は令和 3 年度に着工、令和 8 年度に稼働開始と、このような計画でございます。

私からの説明は以上でございます。

次に、千葉市の環境状況について、環境規制課より説明させていただきます。

【木下環境規制課長】 環境規制課長の木下でございます。着座にて失礼いたします。

私の方から、今回の審査の前提となります本市の環境の現況についてご説明いたします。本市では法令に基づき、大気・水質等、環境の監視を実施し、前年度に実施した測定結果については、毎年 8 月上旬に千葉県と同日に公表しております。今年の 8 月に公表した平成 30 年度の測定結果について、ご説明をさせていただきます。

環境白書の抜粋でございます参考資料 2 をご覧ください。

まず、大気の測定についてですが、2 ページをご覧ください。図 4-1-A に、一般環境大気測定局 13 局、自動車排出ガス測定局 5 局、計 18 カ所の測定局の位置を示しております。測定結果は 3 ページにあります表 4-1-①のとおりです。二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、いわゆる PM2.5 及び一酸化炭素につきましては、全測定局において環境基準及び千葉市環境目標値を達成しております。また、光化学オキシダントにつきましては、全測定局において環境基準及び千

葉市環境目標値を達成できませんでした。これは、全国的に同様の傾向となっております。

続きまして4ページ、表4-1-②、市内12地点で行った降下ばいじんの測定結果の一覧表を示しております。降下ばいじんにつきましては、環境基準は設定されておりますが、本市では月間値の年平均値が1カ月当たり、1km²当たり10t以下であり、かつ、月間値が20t以下であることという環境目標値を設定しており、平成30年度は12地点中11地点で達成しております。

続きまして、水質の状況についてです。本計画と関係がある海域の調査結果についてご説明をさせていただきます。

5ページになります。図4-2-Hをご覧ください。本市では海域に環境基準の補助点としてNo.1、No.3、No.5の3地点、市独自調査点としてNo.8の1地点を設定し、計4地点で調査を実施しております。

次に、6ページの表4-2-②をご覧ください。水質汚濁防止法の総量規制項目であるCOD、全窒素、全りんについては、環境基準補助点の3地点において環境基準を達成しました。その地点のうち、環境目標値が設けられているNo.5において、CODは環境目標値を達成できませんでした。また、市独自調査地点のNo.8においては、COD、全窒素、全りんの項目について、環境基準及び環境目標値を達成することができませんでした。

次に、自動車騒音についてですが、7ページになります。表4-3-⑥をご覧ください。2014年から2018年度の5カ年において、国道、県道及び4車線以上の市道の自動車騒音の状況を調査し、面的評価を行ったところ、昼夜間とも基準値以下であった割合は91.3%でした。ここで8ページ、一番最後のページをご覧ください。路線別の面的評価の結果を示しておりますが、当該事業区域の近傍道路である15主要地方道千葉川上八街線については、昼夜間とも基準値以下であった割合が99.6%となっており、全市域の91.3%に対し、高い割合となっております。

以上で説明を終わります。

【安西環境保全課長】 以上をもちまして、事務局からの説明は終わりでございます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、事務局からの説明について、質問、意見等がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。もしなければ、続いて事業者からの説明となります。事業者が入場しますので、しばらくお待ちください。お願いします。

(事業者入室)

【岡本会長】 準備の方はよろしいでしょうか。それでは、これより千葉市廃棄物施設整備課より説明をお願いします。説明にはプロジェクター等をお使いになられますか。では、事務局、準備の方をお願いします。

事業者からの説明はおおむね30分程度を予定しております。委員の先生方からの

質問時間を確保するために、説明の時間は守っていただきたいと思います。先ほどお配りいただきました資料は、プロジェクターのコマ数が 110 コマ程度あります。1 コマずつ丁寧に読んでいきますと時間が超過してしまいますので、特に結論に関する部分についての説明に重点を置いて、時間内に説明を完了できるように時間配分についての配慮をお願いいたします。よろしくお願いします。

【市毛廃棄物施設整備課長】 千葉市廃棄物施設整備課の市毛です。

これより、千葉市北谷津新清掃工場建設に係る——申しわけございません、機器の調子がよくないようなので、回復するまで配付しておりますカラーの資料がございますので、そちらをご覧の上、説明をさせていただきたいと思います。

では、環境影響評価準備書の概要について、ご説明させていただきます。

スライド 2 をご覧ください。本日ご説明する内容は、こちらに示しております 7 つの項目です。

スライド 3 をご覧ください。初めに、千葉市の環境影響評価手続きについてです。

スライド 4 をご覧ください。本事業の環境影響評価の手続きの状況についてですが、平成 29 年 1 月に配慮書を公告し、この中で事業計画について複数案を設定して、それぞれの環境影響の検討を行いました。また、平成 29 年 8 月に配慮書の結果を踏まえて取りまとめた事業計画を記載した事業計画概要書を公告し、平成 29 年 9 月にはどのような項目を選定し、どのような方法で調査・予測・評価を行うのかという計画を示した方法書を公告しました。今回は、調査・予測・評価の結果とそれを踏まえた環境保全対策の結果を示し、環境の保全に関する事業者の考え方を取りまとめた準備書を作成しましたので、その内容をご説明します。

以降、スライドをご覧ください。

それでは、ここからは準備書の内容についてです。

まず、対象事業の概要です。事業の背景・目的として、市の廃棄物政策や市民の協力により、千葉市の焼却ごみ量は減少していることから、これまでの 3 清掃工場体制から 2 つの工場を運用しながら 1 つの工場の整備を行う 3 用地 2 清掃工場運用体制へ移行することとしており、平成 29 年 3 月に老朽化が進行していた北谷津清掃工場の運転を停止しました。また、残りの北清掃工場、新港清掃工場についても老朽化が進行していく状況にあることから、計画的な整備が必要となっています。以上の背景により、本事業は施設の計画的な整備の観点から、稼働を停止した旧北谷津清掃工場の用地を活用した新清掃工場の建設を行うものです。

計画施設の概要について、事業者は千葉市、所在地は旧北谷津清掃工場の用地、区域面積は約 30,100m² です。処理能力は 1 日当たり 585t で、旧北谷津清掃工場よりも大きくなります。また、処理対象物は千葉市から排出される一般廃棄物で、ごみの受け入れ時間は月曜日から土曜日の 8 時 15 分から 16 時、稼働時間は 24 時間連続となります。煙突高さは 130m で、既存施設の 100m より高くなります。また、運用開始は令和 8 年度を予定しています。

対象事業実施区域は、位置図に示すとおり千葉市の北東側に位置し、近隣の市と

して四街道市、佐倉市、八街市があります。詳細図で示す赤枠の範囲が対象事業実施区域です。

次に、土地利用計画です。既存施設と同様に煙突を北側に配置し、建築物等として工場棟、玄関棟、計量棟、スラグストックヤードなどを設置します。また、車路、緑地、駐車場を整備する計画です。建築計画はご覧のとおりで、工場棟の建屋の高さは約 40m を予定しています。

処理方式は方法書では未決定でしたが、今回、シャフト炉式を採用することが決定し、これを踏まえた予測を行いました。シャフト炉式では、製鉄所の溶鉱炉のような竪型炉にごみを投入し、乾燥、熱分解、熔融を行うもので、ごみは全て熔融し、スラグ、メタルとして回収します。

計画施設における主な公害防止基準です。大気質については法による規制値に対して同等、またはより厳しい計画値を設定しており、また、旧北谷津清掃工場と比べても、より厳しい値としています。騒音や振動は法令等の規制値を遵守します。また、表には示しておりませんが、悪臭等についても法令等の規制値を遵守します。

次に、公害防止計画についてです。大気質汚染防止のための計画としては、ばいじんはろ過集じん器で捕集するなど、それぞれの項目について最新の技術を用いた排ガス処理対策を講じることとしています。

騒音については、著しい騒音を発生する機器類は、騒音の伝播を緩和させるため防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置する。悪臭については、プラットホームは臭気が外部に漏れないような構造とするなど、ご覧のような対策を講じます。

ごみ搬入車両等の主な搬出入ルートは、主要地方道千葉川上八街線や、対象事業実施区域の南側を走る市道を利用する計画です。また、走行する車両はごみ搬入車両のほか、スラグや飛灰を搬出する車両、通勤車両などがあり、1 日当たりで大型車が 300 台、小型車が 40 台程度となります。

工事計画についてです。令和 3 年度から既存工場の解体工事を開始し、令和 4 年度からは新清掃工場の建設工事を行います。令和 4 年度から準備・仮設工事を開始し、建築工事、プラント工事、外構・植栽工事の後、試運転を経て令和 8 年度からの供用開始を予定しています。

次に、方法書についての市長の意見と事業者の見解についてです。本事業の環境影響評価方法書を平成 29 年 9 月に公告し、それに対する市長意見が平成 30 年 2 月に提出されています。

まず、全般として、「本事業実施区域周辺には一部住宅も存在し、さらに当該区域から約 1km 以内の場所には、大規模な住宅地が広がっているほか、史跡が点在していること、隣接して大草谷津田いきものの里があるなどの地域特性を踏まえ、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境保全等に対する配慮が必要である」との意見でした。これに対し事業者の見解として、これらの地域特性を踏まえ、生活環境への影響の回避・低減や谷津田の環境の保全等に配慮するため、方法書に基づき調査・予測・評価を実施し、その検討経過を含

め準備書を取りまとめました。

次に、処理方式に関することとして、「方法書では処理方式が 1 つに絞り込まれていないことから、可能な限り環境に配慮した方式を選ぶこと。また、選定した処理方式において、最も環境に影響を与える場合を想定した予測及び評価を実施すること」との意見でした。これに対し、配慮書での検討結果を発注関連資料として添付するなど、環境面にも配慮した上でシャフト炉式ガス化熔融炉方式に決定しました。また、準備書では、最も環境に影響を与える場合を想定して、予測及び評価を実施しました。

次に、大気質に関することとして、「既存施設の解体に当たっては、粉じんの飛散防止対策に万全を期すよう、その内容を検討し、準備書において明らかにすること。また、石綿及びダイオキシン類等の除去については、飛散・漏えいの防止対策の徹底を図るとともに、具体的な方法を準備書において明らかにすること」との意見でした。これに対する見解はご覧のとおりです。

大気質の 2 点目として、「旧施設稼働時と比較してごみ搬入車両が増加する計画であることから、廃棄物の搬出入における評価結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること」との意見でした。これに対する見解はご覧のとおりです。

大気質の 3 点目として、「施設稼働に伴い発生する排ガスの大気質について、その調査地点の選定理由を準備書において明らかにすること」との意見でした。これに対し、具体的な地点選定の考え方を準備書に記載しました。

次に騒音・振動に関することとして、「旧施設稼働時と比較してごみ運搬車両が増加する計画であることから、車両の通行量の時間的な分布を明らかにした上で予測・評価し、影響を可能な限り低減できるよう、適切な環境保全措置を検討すること」との意見でした。これに対する見解は、ご覧のとおりです。

次に、生物への影響に関することとして、「植物種及び動物種について、可能な限り影響を及ぼさないように配慮するとともに、大草谷津田いきものの里内の湿地が底生生物の調査などに含まれていないことから、調査地点として追加すること」との意見でした。これに対する意見はご覧のとおりです。

また、2 点目として、「年ごとに生息状況の変動が大きい生物がいる可能性があることから、調査等に当たり配慮すること」との意見でした。これに対する見解は、ご覧のとおりです。

次に、廃棄物等に関することとして、「可能な限り再資源化に努めるとともに、具体的な再生利用方法を準備書において明らかにすること」との意見でした。これに対する見解はご覧のとおりです。

次に、景観に関することとして、「意匠・色彩を含めて検討した結果を準備書において明らかにすること」との意見でした。これに対する見解は、ご覧のとおりです。

温室効果ガスに関することの 1 点目として、「事業全体の温室効果ガスの排出低減について検討し、その内容を準備書において明らかにすること」との意見でした。

これに対する見解はご覧のとおりです。

温室効果ガスに関することの 2 点目として、「参考とする『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル』は随時更新されることから、算定時には最新のものを使用すること」との意見でした。これに対し、最新版のマニュアルを用いて算定を行いました。

本事業の概要についてのご説明は以上です。

【事業者 A】引き続きまして、対象事業実施区域及びその周囲の概況について、ご説明します。

まず、土地利用の現況についてですが、対象事業実施区域周辺は大きく区分すると、西側に住宅地などのピンク色の建物用地が、東側に緑色の森林やベージュ色の農用地が混在した地域となっています。また、近傍を見ると、北東側や南西側は山林など、西側は大草谷津田いきものの里があります。西側から北側にかけては、住宅や農地、民間の事業所や資材置き場などが混在しています。南東側には若葉いきいきプラザや北谷津温水プールなどの公共施設や事業所などが見られ、市街地と自然が組み合わさった土地利用となっています。なお、対象事業実施区域の用途地域は市街化調整区域となっています。

次に、環境影響評価の項目についてです。ご覧のとおり、今回、環境影響評価を行った項目に丸印をつけております。本事業で選定した項目は、大気質から電波障害までと、次の植物から温室効果ガスまでになります。算定した項目について調査・予測・評価の結果をご説明します。

初めに、大気質です。説明は各項目とも同じですが、現況調査の結果の説明の後、各予測評価の結果についてご説明をいたします。

まず、一般環境大気質の現地調査は、対象事業実施区域と地図にピンク色で示した周辺の 4 地点の計 5 地点で実施をしております。調査結果は、微小粒子状物質を除き、いずれの地点、項目とも環境基準等を上回るような値は見られませんでした。なお、微小粒子状物質については、環境基準は年平均値で定められており、今回の調査結果は 4 季 7 日間の結果になっておりますけれども、千葉市内の測定結果を見ると、環境基準を満足しており、年々減少傾向にあります。

また、道路沿道の大気質については、緑色で示した 2 地点で調査を行い、調査結果は、いずれの地点、項目とも環境基準などを上回るような値は見られませんでした。

次に、地上気象の調査の結果です。スライドには年間の風配図を示しております。調査の結果、この地域については北北東と南南西方向を中心とした風が多く見られることがわかりました。

続いて、大気質の予測結果について説明します。

初めに、建設機械の稼働による粉じんです。予測は住宅が位置する北西側と若葉いきいきプラザが位置する南東側で降下ばいじん量を予測しました。その結果、千葉市の環境目標値である 1km²に 1 カ月当たり 10t 以下という値が示されております

が、予測結果は全てこの値以下となります。

また、環境保全の措置として、建設機械の稼働による砂の巻き上げや土砂の飛散を防止するため、施工区域を仮囲いする。また、適宜散水を行って、粉じんの飛散を防止するなど、スクリーンに示した措置を講じることで、工事による影響を低減してまいります。

次に、工事用車両による沿道大気質です。予測は工事用車両の走行ルート沿道の 2 地点において、車両台数が最大となる時期を対象に行いました。その結果、いずれの地点もご覧のとおり、環境基準を満足する値となります。

また、工事用車両の走行に当たっては、ご覧のとおりスクリーンに示した措置を講じることで、工事による影響を低減してまいります。

次に、施設の稼働による排ガスの予測です。予測は、年間の平均的な濃度を予測する長期平均濃度予測と、高濃度となる気象条件での 1 時間値を予測する短期高濃度予測について行いました。高濃度の影響が想定される条件として、ご覧の 4 ケースを行っております。

長期平均濃度の予測の結果です。最大濃度となる地点の値はご覧のとおりで、本事業のよる負荷率は 0.1 から 1.9% 程度となり、いずれ項目も環境基準などの整合を図るべき基準を満足するものとなりました。

また、二酸化窒素について濃度の分布を地図に重ねてみると、最大着地濃度地点は、緑色で示した対象事業実施区域の南南西側、約 1.2km の地点となります。同様に浮遊粒子状物質については、南南西約 1.0km の地点となります。

次に、短期高濃度の予測の結果は表に示すとおりで、水色の部分が最大となるケースとなりますが、いずれの物質も予測結果は環境基準などを満足するものとなりました。

また、施設の稼働に当たっては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷による安定した燃焼を維持することで、大気汚染物質の低減に努めるなど、ご覧のような措置を講じる計画であり、大気質への影響を可能な限り低減してまいります。

次に、廃棄物の搬出入による予測の結果です。予測は、工事用車両と同様の 2 地点で施設の稼働が通常の状態になる時期を対象としました。その結果、いずれの地点も環境基準を満足する値となります。また、搬出入車両の走行に当たっては、スクリーンに示すような措置を講じることで、大気質への影響を低減してまいります。

次に、悪臭です。悪臭の現地調査は、臭いの発生しやすい夏に 2 回実施しましたが、いずれも問題のない値となっております。

次に、予測の結果です。予測については、類似施設での悪臭の調査結果を参考に予測しました。類似施設での調査結果では、一部の地点で臭気指数が 13 でしたが、それ以外の地点は 10 未満となっており、特定悪臭物質濃度は全て定量下限値未満となっておりました。計画施設では、類似施設と同等の悪臭防止対策を実施する計画であることから、施設からの悪臭は、周辺の人々の多数が著しく不快を感じるとは認められない程度になるものと予測しております。また、施設の稼働に伴う排ガス

の予測の結果は、臭気指数は 10 未満、アンモニア濃度は 1ppm 以下と予測されます。また、環境保全の措置として、ご覧のような措置を講じることで周辺への影響を低減してまいります。

次に環境騒音・振動、低周波音です。調査は敷地境界付近の 4 地点で平日、休日の 2 回行いました。騒音はいずれの地点も環境基準以下となっております。また、振動についても全て規制基準以下となっており、低周波音についても、表に示すような値となっております。

次に、道路交通騒音・振動については、主要走行ルート沿道の 3 地点において調査を行いました。騒音の調査結果は、いずれの地点も環境基準以下、振動についても要請限度以下の値となっております。

次に、予測の結果です。解体機械及び建設機械の稼働による騒音の予測結果は、工事期間の中で周辺の影響が最も大きくなる時期を対象に行いました。その結果、最大値は緑の▲印のある対象事業実施区域の北東側で 82 デシベルとなり、規制基準である 85 デシベルを満足する値となります。また、振動の最大値は同じく 61 デシベルとなり、規制基準の 75 デシベルを満足する値となります。また、環境保全措置として、ご覧のような措置を講じることで、工事による影響を低減してまいります。

工事用車両による騒音・振動については、調査を行った 3 地点で予測を行い、騒音は各地点とも環境基準を満足し、振動は要請限度以下の値となります。また、環境保全措置として、スクリーンに示した措置を講じることで工事による影響を低減してまいります。

次に、ごみ処理施設の稼働による予測の結果です。昼間の最大値は緑の▲印のある対象事業実施区域の北東側で 44 デシベルとなり、規制基準を満足します。夜間は一部の機械が停止するため、地点によっては昼間よりも値が小さくなりますが、最大値は昼間と同様に 44 デシベルとなり、こちらについても夜間の規制基準を満足する値となります。

また、振動について、昼間の最大値が緑の▲印のある北東側で 50 デシベルで、規制基準を満足します。夜間については 50 デシベルとなり、こちらも夜間の規制基準を満足する値となります。

次は、低周波音です。予測については、類似施設での低周波音の調査結果を参考に予測を行いました。類似施設は計画施設と同様の処理方式で、調査地点は図の赤丸の 4 地点となります。調査結果はスクリーンに示すとおり、全ての地点で心身にかかわる苦情に関する参照値を下回ることから、計画施設においても影響は小さいものと予測しております。

また、騒音・振動・低周波音に対する環境保全措置として、スクリーンに示したような措置を講じることで、施設の稼働による影響を低減してまいります。

次に、廃棄物の搬出入による騒音・振動の予測の結果です。工事用車両と同様の地点で予測を行っておりますが、予測結果は騒音が地点②で環境基準を超過するものの、増加量は 1 デシベル程度となります。その他の地点は環境基準を満足し、振

動については全ての地点で要請限度以下の値となります。

また、環境保全措置として、今後車両の導入に当たっては、環境への負荷が少ない天然ガス車を優先的に導入し、電気自動車や燃料電池車等についても、ごみ運搬車両における技術的な動向を見ながら、長期的な視点でさまざまな車種について検証した上で導入するなど、環境影響の低減に努めてまいります。

次に、土壌です。千葉市の要綱に基づく調査を行った結果、土壌溶出量調査では鉛が 1 地点、ふっ素が 21 地点、土壌含有量調査では鉛が 5 地点で基準超過が見られました。これらの結果に基づき、対象事業実施区域は土壌汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域に現在指定されております。

今後の対策、計画として、汚染対策を実施し区域の指定を解除していく計画としております。また、今後、概況調査を実施する地点についても、基準を超過する地点が確認された場合には同様の対策を講じる計画としております。このため、本事業の実施に伴う土壌汚染の影響はないものと予測しております。また、環境保全措置として、ご覧のような措置を講じてまいります。

次に、日照障害です。ご覧の図は、日影の影響が最も大きくなる冬至の日の朝 8 時から夕方 4 時までの間に、計画施設により何時間程度日影になるかを示した等時間日影図になります。これを見ると、計画施設により日影の影響を受ける建物棟数は、1 時間以上 2 時間未満が 6 棟、2 時間以上 3 時間未満が 1 棟となります。環境保全措置として、計画施設による日影の影響が小さくなるように建物棟の配置、形状、高さ等について配慮をしております。

次に、電波障害です。現地調査を行った地点はスライドのとおりで、各地点におけるテレビ受信の状況はおおむね良好な状況となっていました。

また、予測結果はスライドに示すとおりで、ピンク色が千葉県域局（千葉テレビ）、緑が関東広域局（スカイツリー）からの電波になります。しゃへい障害要確認範囲が点線の範囲、しゃへい障害の予測地域が格子の範囲になります。

また、環境保全の措置として、計画施設に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じることとしております。

次に、植物です。対象事業実施区域周辺の状況を見ると、調査地域を最も占める土地利用は造成地となっており、植生としては、コナラ・イヌシデ群落、スギ・ヒノキ植林などが見られます。また、植物相としては 546 種が確認され、大径木・古木は 100 本で、うち 14 本が対象事業実施区域内にありました。

また、注目すべき種は、オオハナワラビなど、スライドに示す 32 種が確認されております。

予測の結果です。直接的な改変により、対象事業実施区域内の植物は消失しますが、周辺のコナラ・イヌシデ群落、スギ・ヒノキ植林などは広く残ることから、植物相の変化は小さいものと予測をしております。

また、注目すべき種のうち、ツクバトリカブトなどについては、事業による影響があると予測しております。

環境保全措置として、工事中における工事用道路や施工ヤードを対象事業実施区域内において確保するなど、ご覧のような措置を講じるとともに、注目すべき種のうち、ツクバトリカブトなど事業により 50%以上の消失が予測される種については移植を実施し、固体の保護を図る計画としており、本事業による影響の低減に努めてまいります。

次に、動物です。現地調査の結果を表に示しております。1列目が確認種数、2列目が注目すべき種の確認数と代表的な種になります。

予測の結果です。直接的な改変により、対象事業実施区域内のコナラーイヌシデ群落や開放水域などは消失しますが、改変される面積は予測地域内の約 3%程度であり、周辺の類似環境は改変しないことから、動物相の変化は小さいものと予測しております。

また、注目すべき種については、哺乳類、鳥類、猛禽類などへの影響は基本的に小さいと予測されますが、昆虫類のうち、対象事業実施区域内で確認されたオオムラサキについては、区域外に代わりとなる生息地が少ないため、影響を受ける可能性があるかと予測しております。

環境保全措置として、植物と同様な、ご覧のような措置を講じるとともに、さらに、事業により発生木の消失が予測される昆虫類であるオオムラサキについては、発生木の育成及び幼虫等の移設を実施して固体の保護を図る計画としており、本事業による影響の低減に努めてまいります。

次に、水生生物です。調査の結果、魚類は確認されず、底生動物については 15 種が確認されました。このうち注目すべき種はサワガニの 1 種でした。サワガニが確認された「いきものの里」については、本事業により改変しないことなどから、事業による影響は小さいものと予測しております。

また、環境保全措置として、計画地内の調整池の埋め立てを行うに当たって水を排水する場合には、数日間の時間を有して徐々に行うなど、ご覧のような措置を講じてまいります。

次に、生態系です。この地域の生態系を構成する注目種は、生態系の上位にいると考えられるオオタカ、この地域の典型的な種であるコナラーイヌシデ群落、特殊性の観点からミドリシジミを挙げました。

予測は、この 3 つの注目種への影響を予測しました。その結果、オオタカ、ミドリシジミへの影響はないものの、コナラーイヌシデ群落に生息するオオムラサキについては、動物の項目でもご説明したとおり、影響があるものと予測します。

また、生物種間の関係性の変化については、コナラーイヌシデ群落とそこに生息する生物の移動経路について、現在の予測地域の自然環境が市道金親町 64 号線などによって分断されており、その状況は施工時でも変化しないことなどから、新たに生物の移動経路を分断することはないものと考えております。

また、環境保全措置として、植物、動物に示したと同様な、ご覧のような対策を講じてまいります。

次に、景観です。予測地域は、公共性、代表性のある地点として 9 地点を選定しました。このうち、計画施設が視認できると予測された代表的な 3 地点について結果をお示しします。

まず、対象事業実施区域南側からの景観です。歩道上からの景観になり、将来はこのような施設が視認されると予測されます。

次に、対象事業実施区域北側の千葉川上八街線の沿道です。道路沿道からの景観になりますが、将来は樹林の後方に建屋及び煙突が見られると予測されます。

次に、対象事業実施区域東側の御成街道・御茶屋御殿跡入口です。現在をご覧のとおりで、将来は樹林の後方に煙突が見られると予測されます。

また、環境保全措置として、建物については、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩、道路沿いに植栽帯を設けるなどの配慮を行う。また、煙突については、空に溶け込む淡い色彩を基調に、スカイブルーのストライプでアクセントをつけ、シンボリックなデザインとするよう配慮するなど、ご覧のような措置を講じてまいります。

安全です。計画施設では危険物などを取り扱うことから、使用・管理について安全対策を講じるとともに、適切な防災体制を確立する計画としています。

また、同様な安全対策を講じていた旧北谷津清掃工場では、安全に関する問題は生じていないことから、事故防止及び安全の管理が確保されるものと予測をしております。

次に、廃棄物です。廃棄物については、工事中、供用時について行いました。工事中は、既存施設の解体に伴い 48,429t の廃棄物が発生し、このうち 44,100t を再資源化することから、処分量は 529t と予測します。また、建設工事は発生量が 2,250t となり、再資源化量が 2,177t となることから、処分量は 23t と予測しております。

また、供用時については、飛灰処理物、スラグ、メタルが発生します。飛灰処理物とは、焼却施設の排ガス中に浮遊する灰をろ過式集じん機で除去したもので、飛散しないように薬剤で処理したものです。また、スラグ、メタルとは、廃棄物を熔融した後に発生する資源物であり、スラグは主にガラス質、メタルは金属質となります。これらのうち、スラグやメタルは有効利用し、飛灰処理物 4,960t は新内陸最終処分場にて埋立処理します。また、工事中、供用地の環境保全措置として、ご覧のような措置を講じます。

次に、温室効果ガスです。ごみの焼却や施設の稼働による温室効果ガスの排出量は、年間で 85,568t と予測されます。一方で、ごみを焼却する際に発生する廃熱を利用して発電や熱供給を行うことにより、削減量が 36,455t となることから、これを差し引いた排出量は 49,113t となり、削減の程度は 42.6%になるものと予測します。

また、参考として、市内の焼却施設全体の温室効果ガスの削減の程度として、平成 28 年度の排出量の実績値と令和 13 年度の排出量の予測値を比較すると、削減量を踏まえた排出量は 28,259t 少なくなり、25.0%の削減が見込まれると予測しております。

ます。また、温室効果ガス等については、ご覧のような措置を講じてまいります。

各評価項目の説明は以上のとおりです。

次に、監視計画です。本事業では、工事中、施設ができた後の供用時に、大気質、騒音、振動など、スクリーンに示す内容について事後調査を実施する計画としており、実際の状況を確認することとしております。

この調査により、環境への著しい影響が確認された場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避、低減する計画としております。

また、環境影響評価での事後調査とは別に、大気汚染防止法などの法令に基づく煙突排ガスについて、スクリーンに示す項目のモニタリングを行う計画としております。

説明は以上になります。

【岡本会長】 説明、ありがとうございました。

ただいまの事業者の説明について、順次ご質問をいただくところですが、事務局が事前に本日欠席されております委員にご意見を伺っていると思います。先にこの結果から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【安西環境保全課長】 資料 4 をご覧ください。こちらにつきましては、本日欠席された委員の方、また出席されている委員の方から質問を計 5 つほどいただきました。

委員の方からいただきましたご意見に対し、事業者に見解を作成していただいておりますので、最初に事業者からこちらに対する説明を受けたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 ありがとうございました。

それでは、事業者より説明をお願いいたします。

【市毛廃棄物施設整備課長】 それでは、事前にいただきましたご意見、ご質問に対する見解についてご説明させていただきます。

まず、お手元の資料 4 の 1 ページ目をご覧ください。1 番です。「準備書、要約書の中にまとめ項目を追加できないか」とのことですが、環境影響評価準備書のあらましは、住民の皆様準備書の内容をより理解していただけるよう事業者が自主的に作成したものです。環境影響の評価は、①事業者により実行可能な範囲内で本事業に係る環境影響が回避・低減されているか、②基準、目標等との整合が図られているかの 2 つの観点から行うこととなっておりますが、より簡単な文章表現として「影響は小さい」などの表現を用いています。

なお、ご指摘のように、現状よりよくなるもの、悪くなるものについて記載した方がわかりやすくなると思いますが、既存施設と新施設の比較、現状稼働していない状態と供用時との比較など比較対象が複数にわたること、良し悪しの程度を適切に表現することが簡便な表では難しいことなどから、住民に誤解を招く可能性もあるため、記載を控えさせていただきました。

続いて、2 ページの 2 番をご覧ください。「温暖化がますます問題になっていることから、廃棄物発電をもっと前面に出して強調した方がよいと思います」とのこと

ですが、ごみ焼却による廃熱を利用した発電については、国でも重要な施策として位置づけられており、事業者としても温室効果ガス排出対策として強調すべきと考えております。準備書においては、対象事業の内容（第 2 章）や温室効果ガスの予測・評価（11 章）において、廃棄物発電の概要や本施設の温室効果ガスの負荷低減についても記載しております。市民の皆様はこの取り組みを理解していただけるよう、住民説明会などでも積極的に説明しております。

次に、3 番をご覧ください。「準備書やあらましの文章中にいろいろと数値と単位が出てきますが、一般的に数値と単位の間は半角スペースを入れることになっています」とのことですが、千葉市では、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を定めることとしており、公文書の適正な管理を図ることを目的とする「千葉市公文書管理規則」が定められています。また、具体的な文書事務の手法を記載した「千葉市文書事務の手引き」により、公用文作成のルールが定められております。これに従い準備書の作成を行っております。

次に、3 ページの 4 番をご覧ください。「(1) 主要な銘湧水が記載されているが、当該地点がわかるように示すこと。(2) 同銘湧水(4 地点)について、堆積物の状況を示すこと」とのことですが、(1) は、第 3 章については、既存資料を整理しておりますが、具体的な湧水の位置までは公表されておられません。(2) としましては、湧水の位置が公表されていないため、当該地点の堆積物の状況については記載できない状況となっております。

次に、5 番をご覧ください。「国の長期エネルギー需給見通しなどによれば、2030 年の排出係数は $0.00037\text{t}\cdot\text{CO}_2/\text{kWh}$ になっているので、令和 13 年(2031 年)では $0.000555\text{t}\cdot\text{CO}_2/\text{kWh}$ の数値を使うのは過大評価になります」とのことですが、ご指摘のとおり、2030 年での電気の使用に伴う排出係数については現状と異なる可能性があります。ほかの諸元についても同様に異なる可能性があるため、本図書においては、現時点での「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」及び「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」に従い、事業者が実行可能な範囲で環境影響の回避・低減が行われているかという観点から予測・評価を行ったため、適切と考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ただいまの事業者の説明に対して、委員の皆様方、質問等ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

【大原委員】 今、資料の 4 番で、湧水のことについてご説明がございました。回答には公表された資料がないというふうに書いてありますけれども、準備書で挙げられた 4 つの地点というのは非常に有名なものです。私は専門ではありませんが、一般の方もよくご存じで、従来から農業用水とか、古い時代には飲料水なんかに使われていたのでしょうか。

ちょっと具体的な話になりますが、準備書の3-33ページに、ここで質問している表が載っています。これについて答えられないとのことでした。ところが、これらは有名な湧水です。一番上と一番下、町名でいうと中央区の星久喜町、その北側の加曽利、あるいは大宮町になるのか。ここにある湧水は非常に有名なもので、千葉市ではそのために公園に設定しているんですね。「都川水の里公園」と言い、一般の人も入る。これは都川という川の名前がついているのですが、実際に水は湧水をかなり使っている可能性があるわけです。かなり水量が多くて、水質もいいと言われています。

先ほど、既に土壌では鉛とふっ素の汚染がある程度認められるという説明がありました。この清掃工場が立地する大地は、地形や地質の状況から、この地域の谷地に分布する湧水の源流域となっている、そういう意味で、非常に関係があるのではないかと思います。地元の方からすれば無視できないと思うんですね。

それから星久喜の、「太郎」という湧水については、中央官庁の環境省の有名なリストにも千葉県で1番に載っている重要な湧水になっているわけです。くどく言うようですが、有名なものです。

だから、やはり水源である程度土壌汚染があると言っているのですから、今は飲んでいないのかもしれませんが、注目していくべきものなのではないですか。周辺で水質汚染が生じない十分な対策が必要です。知らなかった、文献にないというようなことは考えられないのですけれども、いかがでしょうか。

【市毛廃棄物施設整備課長】今回参考にしました 3-33 ページの表の 3 にあります出典の方では具体的な場所はなかったのですけれども、おっしゃるとおり、「太郎」の方につきましては、都川水の里公園内ということで調べられると思いますので、調べた範囲で次の評価書の方で掲載するという事で、大体の位置になってしまうと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【大原委員】 よろしいも何も、銘湧水というのはどういう意味なのか。単においしい水という意味じゃなくて、やっぱり水質。今は極端な数値は出ていないのでしょうかけれども、そういう意味で注目すべき、ただの湧き水の地点という意味では済まされない大事なものだとは私は感じます。

それから、やはり回答がないんですけれども、2番目の若葉区北谷津と同じ名前が書いてありますが、実際には集落名は何と呼ぶんですかね。そこの付近にもやはり水量の多い湧水があります。

話が前後しますけれども、今まで話した加曽利のものは、この工場から西に4.5kmぐらい離れた地点です。これからお話するのは、北に約1.5kmぐらい離れたところ、金親町の古刹・金光院付近では、鹿島川支流の谷地に湧き水が発達しており、やはり有名な湧水地、姫池湧泉がある。この文献、千葉県の自然誌にも書いてあるように沼があるんですね。これは雨水ではなく、湧き水がかなりたまっていると思われます。地元では、農業用水としてずっと長く利用していた。場所がわからないと回答されていたが、金光院があり、これは地図に出ている。そのすぐ脇にある谷

地の最上流から出ているというふうに、千葉県のこの文献には書いてある。事業者はこれをご覧になっているのだと思います。51冊ぐらいある膨大なものの中の「自然」というのは12冊ぐらいしか出ておらず、その中に「湧水」という項があって、ここが取り上げられている。それをご覧になればわかる。汚染があるかないかは別にして、関係があるところなんですね。

繰り返しますけれども、そういう意味で、ただ関係がないだけでは済まされない。やはり地元の人からすると、農業用水では使っておられるわけでしょうから、工場の操業内容と関係付けて、ある程度注意して今後見ていく必要がある、清掃工場付近の台地から水質汚染が拡散しないよう配慮すべきではないか、そう思って質問した次第です。全然わからないと回答が簡単に書いてあるようですけれども、そういうことのないようにぜひお願いしたいと思います。

以上、長くなって申しわけない。ちょっとわかりにくいところがあったので、申し上げます。

【市毛廃棄物施設整備課長】 地域の住民の方には重要なものだという意識のもと、評価書の方で対応させていただきます。

【岡本会長】 ただいまの大原委員からの指摘は、重要な湧水について既存資料の調査が不十分だという指摘だと思うのですが、その回答は、調査資料が見つかりましたということを経営影響評価書に書くというだけでは極めて不適切な対応です。つまり、こういう重要な施設の存在を確認しないで実施された地質ですとか、水質の調査結果が適切であるかどうかということも含めて検討をしてください。

例えば、土壌についても有害物質が検出されて、それについては適切に処理をするということですが、その処理によってこういう湧水に関連する水系に汚染物質が流入することがないような対応であるかどうか、また水量にも変化がないかどうか、そのところを経営影響評価書では適切に書くということが必要であって、調査資料の有無について書くということだけでは、極めて不適切な対応になります。

このことについては、この後の市長意見のところに記載すべき事項かどうかということも委員の皆様方に検討していただく必要がありますので、経営影響評価書に書くという対応ではなくて、次回の答申案をまとめるより十分な時間の余裕を持って事務局の方に回答を提出していただきたいと思います。事業者の方、よろしいでしょうか。

【市毛廃棄物施設整備課長】 承知いたしました。

【岡本会長】 では、よろしくお願いいたします。

お待たせしました。土谷委員、お願いします。

【土谷委員】 実は私、湧水の調査で千葉市の水関係の専門委員会の委員だったことがあるのですが、そのときに調査をされていて、十数年前だと思いますが、これらの湧水がどこにあるか、それから湧水量はどのぐらいあるかということ进行调查したものがありません。だから、ぜひその資料を見てください。ただ、最近はないかもしれません。

【市毛廃棄物施設整備課長】 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

【岡本会長】 土谷委員、ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんは。お願いします。

【町田委員】 私、3番の質問を書きまして、本筋とは全く関係ないのですが、単位と数字の間にスペースを入れるというところで、お答えが、千葉市公文書管理規則が定められていて、その手引きによりルールが定められていて、これに従い準備書の作成を行っておりますというので、これをもうちょっと行間というか、この続きを読むと、そこには数値と単位の間にはスペースを入れないことと書いてあるので、それに従ってこれからもスペースを入れないでずっといきますと、そういう解釈ですか。

実は私ども、大学などでは、大学に限らないですけども、技術文書ですとか論文を書いたときに、私もチェックし忘れるのですが、学生がそういうものを学外に出すと、必ず国際的にはこういうルールなので、日本でも多くの場合はそういうルールが多いと思うのですが、文書としてのクオリティが下がる、要するに審査でのクオリティが下がりますから、すぐ直して送り返してくださいとよく言われるんです。それで、私も非常に気になったので、あえて書かせていただいたんです。

本筋とは全然関係ないですが、ただ、見ていて、感情的に言うと非常にいらいらするんですね。ずっとこれでやるんですか。多分ほかの大学、学術関係の先生方だったら皆さんそうしていると思いますけれども、どういう見解なんでしょうか。これだと答えになっていないように思われますが。

【市毛廃棄物施設整備課長】 ご指摘ありがとうございます。現在は千葉市の公文書の方の規定に従って進めていきたいとは考えているのですけれども、いかがでしょうか。

【町田委員】 だから、今私が申し上げたのは、千葉市の意向に従ってということは、私は見ていないのでわからないのですが、「千葉市文書事務の手引き」に数値と単位の間にはスペースを入れてはいけないと書いてあるんですね。それを入れないで記述しなさいと書いてあるんですね。それに従っているのだったら、そのローカルルールでいいと思います。しょうがない。それであれば、本当はルールの方を将来的には少しずつ直さなければいけないと思います。

時間がないので簡潔明瞭に答えてください。するのかもしれないのか。これは本筋と違うから、こんな議論に時間をかけてもしょうがないですから。

【近澤廃棄物施設整備課主査】 今、千葉市の手引きの中では、スペースをあけないこととは書いていないです。ただ、例示している例が書かれておりまして、そこにスペースが今の時点でないものですから、そのまま進めさせていただきたいと考えております。

【町田委員】 わかりました。私の意見としては入れるべきと思っています。パワーポイントも一部改良して大分入ってきたので、そういうことかなと思いながら見ていたのですが、やる気がない——やる気がないという失礼ですね。変えないという

ことですね。変えられるように希望します。変えなさいというのは、私はそういう権限がないですから。一般的に見ると文章がみっともない。

【近澤廃棄物施設整備課主査】 ご意見ありがとうございました。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

ほかに意見は。お願いします。

【矢野委員】 騒音・振動のことですが、スライドでいうと 73 のところですかね。環境基準を超えているところがありますね。これは供用時、要するにごみの収集車が走ったことによる騒音の増加分ですが、現況はぎりぎり、収集車が走ると 1 デシベル上がる。環境基準を 0.8 超えるということなのですが、これはまずいんじゃないですかね。

その処置として、今後の車両の導入に当たってはとか、ごみの搬入車両等が一定時間に集中しないようにと書いてあるのですけれども、一定時間に集中しようがしまいが、総量で決まっているのですから、そんなことには関係ない。Leq で出しているわけですよね。ですから、集中しようがしまいが、1 日に走行する車両の数が 300 台でしたか。それが変わらない限りこの数値は変わらないわけです。ですから、もうちょっときっちり対処をすべき。

わずか 1 デシベルを超えているというような表現をされていましたが、その 1 デシベルを超えたことによって環境基準を超えるのですから、環境基準を超えないところで 1 デシベル増加があるから許してくださいというのはまだわかりませんが、基準値を超えてしまったのは何らかの処置をすべき、明確な処置をすべきと思います。同じ市道ですから、道路構造であるとか、防音壁を設置するとか、そういう処置を考えるべきではないでしょうか。

【岡本会長】 回答をお願いいたします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 実はこの調査をした時点で、ここの場所はどうもかなりスピードが出ているような状況がございまして、その結果高い数字が出ているのではないかと。例えばスピードが 40km のところをもっと上げていたりとか、そういうことがございまして、ここについてはご指摘のとおり問題があると考えていまして、関係の、例えば警察の方と協議とか、このモニタリングを含めて考えていきたいと思っています。

【矢野委員】 ぜひお願いします。増加分だけでどうしても処理できないと思います。そういうことを考えれば全体に下がります。環境基準をクリアしていく。そして、ごみ収集車が走らないときも環境に対していい方向にいく。ぜひその辺を考えていただきたいと思います。

【岡本会長】 先生、ありがとうございました。

ほかに質問は。お願いします。

【羽染委員】 私は専門が廃棄物なので、廃棄物の観点から 2 点ご質問させていただきます。

要約書の 220 ページの真ん中辺に、スラグ、メタルは 100%有効利用しますとい

うふうに書いてあって、私、方法書のどこかで、せっかく熱エネルギーをたくさん使うのだから、スラグを充分利用してくださいという意見を言った記憶があります。こういう回答をいただいて非常にうれしいのですけれども、次のページに、供用時にスラグは埋戻し材、路盤材として有効利用するというふうな表現があります。埋戻し材を一番先に持ってくるのではなくて、できればアスファルト、コンクリート等の資材とか路盤材、いわゆる二次製品として使って、最後に埋戻し材に使うというような工夫をしていただけないか。市の道路工事等でもぜひ率先して使っていただくというような工夫もされたらいいのではないかというのが1つコメントです。

それから、122 ページに、先ほどもちょっと出ましたけれども、鉛とか、土壤汚染基準をオーバーしていて、指定区域に指定しましたということで、これから対策を打ちますということなのですから、これはどのような対策を打つかというのを質問したいのですが、この要約書の219 ページに「②残土」という表現があって、ここには「全量を対象事業実施区域内において使用する計画であることから、場外へ搬出する残土はない」というふうに書いてあるのです。ということは、いわゆるオンサイトで、現場で全部処理して使っていくというふうにとれるのですけれども、その辺の対策はどういうふうにされる考え方なのか、ちょっと教えていただければということです。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【瀬川施設建設アドバイザー】 最初の220 ページのところの記載につきましては、現状は最終処分場に関して埋め戻したりとか、そういうものに使っています。ご指摘のとおり、順番的にはアスファルトとか路盤材の方が多くなると思います。今度事業者さんの方の提案で全量買い取りというような形で契約します。そちらの方が多くなりますので、ご指摘のとおり修正したいと思っています。

2つ目の土壤汚染に関しましては、今回、概況調査、詳細調査をしまして、基本的には、今汚染されているものについては外に掘削して出して、新しいきれいな砂で埋め戻すというようなことを考えていますので、今回の建設工事が始まる前には、全て土壌についてはきれいなものと置換されているというようなことでございます。

【羽染委員】 ということは、汚染された残土は持ち出すわけですね。

【瀬川施設建設アドバイザー】 はい。

【羽染委員】 ということは、ここの表現はこれでよろしいのでしょうか。

【瀬川施設建設アドバイザー】 残土ではないです。ですから、ここにあるものについては、全て汚れたものについては、外に出た以外のものというふうに考えていただければよろしいと思います。

【羽染委員】 そうすると、汚れたものは、いわゆる事業によって出た廃棄物になるということで考えて、産廃として持ち出すということですか。

【瀬川施設建設アドバイザー】 汚染土壌として事前に全て処理してから工事に入るということです。建設にかかわるものについては出てきません。

【岡本会長】 事業者は、219 ページの「②残土」の説明の前に、汚染土壌に関する処

置が全部終わっているということで解釈していると思うのですが、それに関する記載というのは何ページのどこに書いてありますか。

もしすぐに回答が難しければ、委員の先生が検討できる時間的な余裕を持って、文書で事務局の方に報告を出していただければ、きょうの説明はなくても結構です。

【羽染委員】 後で結構です。

【岡本会長】 いかがしますか。もし今すぐ説明できるのであれば、してください。

【瀬川施設建設アドバイザー】 要約書の 33 ページの「④土壌汚染対策」というところに記載しています。今後、汚染対策を実施して、造成工事の開始前に区域の指定の解除を行うと。

【岡本会長】 先生、いかがでしょうか。

【羽染委員】 ということは、汚染土壌を持ち出して、造成工事が終わった時点からこのアセスは出発していますということで、残土は汚染されたものは含まれていないという解釈ですか。

【瀬川施設建設アドバイザー】 はい、そういうことです。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 ちょっと微妙なところですね。またちょっと私も調べてみます。

【岡本会長】 それでは、今の説明に付け加えて、もしさらに追加で補足する点があればそれも含めて、次回、先生にご理解いただくような資料を事務局の方に提出していただければありがたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

それでは、そのような対応で、また追加資料が出てきましたら、ご検討をお願いいたします。

ほかに質問ありますでしょうか。お願いします。

【杉田委員】 今のことに关しまして、土壌汚染対策についてもう少し詳しく記載していただきたい。と申しますのは、やはりよくわからないというのと、それから、施設がちょうど台地の上にございます。しかも北側にちょうど谷の始まりがあって、そこに資材置き場のような形に描いてあります。そこに土壌とかを置くのかなと。そうしますと、そこから下流に雨が降れば流れていくわけですから、台地の上にあるということを入れた中に入れてこういったものを描いていただきたい。先ほどの湧水に関しても、台地の上からしみ込んだものが出てきて湧水ということになるわけですから、もう少し丁寧に描いていただきたい。

それから、ついでにですけれども、準備書の 3-33 で先ほど大原先生がおっしゃったところですが、この記載、「銘湧水」という呼び名をあまり聞かないというのと、これは全部参考文献からそのまま持っていたのでしょうかということをやちょっと伺いたい。というのは、例えば 3 つ目の湧水に関しては、「相当数の各種無機イオンが溶存していると思われる」というような、見たことがあまりないような表現があって、参考文献からそのままなのかどうか、ちょっとお伺いします。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者 A】 3-33 の「主要な銘湧水」の概要の記載については出典にあります。「千

葉県の自然誌」とか、「千葉県の実験的な湧水」というものに記載されているものをそのまま転記するような形で整理しております。

【岡本会長】 ほかに。

先生、よろしいでしょうか。

【大原委員】 さっき文献のお話がありましたが、千葉県の文献はいっぱいボリュームがあるわけです。Vol.41 のことですか。

【事業者A】 その他の資料については、先ほどいろいろ教えていただきましたので、そういうものも含めて、ここの記載については次回までに資料を整理して、お出しできるようにしたいと思っております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかに質問はありますでしょうか。お願いします。

【町田委員】 今度は内容の質問です。ただ、私は水質なので、大気質はちょっとよくわからないのですが、大気質のところでは。

工事中や供用時で、工事車両が通った場合に大気質がどうかということで、問題ないというような結果が全部出ているわけです。

それで、例えば工事は5年近くかかるんですか。その間ずっと工事車両が入っていくわけですね。そうすると、ちょっと素人的質問で申しわけないですが、基準は大丈夫そうだということですが、ある時間帯、例えば小学生や中学生が登校する時間に工事車両がどんどん入ってきて——簡単に言うと、私は朝、歩いていて、交差点でスクールバスが何台も通るときがあるんです。そうすると、小中学生が通ったり、私ももちろんそこにいるわけですが、車両によっては真っ黒いすすを出しながら行くわけです。あとは、3台ぐらい連続で行くと臭いは確実にするんです。そうすると、そういうところで黄色い旗を持っている高齢者の方とか、ボランティアの方とか、お父さん、お母さん、あるいは私もですが、ものすごい臭いとすすで咳き込むときがあるんです。そういうことはあるんですかね。

例えば、供用時は天然ガス車を増やすとかで、それだったら安心かなというふうに聞いていて思いましたが、基準は満たしていても、やはり車両数が増えて、ディーゼル車が工事車両としては多いですね。工事車両で天然ガス車の大型車なんて見たことがないから。そうすると、実際問題として、ほとんど工事前と工事中と関係ないくらい、安心してその辺を通学なり通勤、特に子どもたちの通学なんかができるんですかね。

それとも、やっぱり実際にはそういう通学路は工事現場からちょっと離れて、車あまり集中しないところを通すとか、そういう措置を講ずるのか。あまり細かいことを言ってもしょうがないですが、やっぱり大気質自体はちょっと悪くなるんですね。基準内ならいいのでしょうか。もちろん基準値というのは、そこしか基準にしようがないですから。

【岡本会長】 回答をお願いします。

【事業者A】 まずは、大気環境基準というのは、一時的なものというよりも、年

間というスパンで物を考えるので、環境基準自体は年間の平均値とか、そういうものから出すような形になっております。予測についても、工事期間の中で一番台数が多くなるだろうという1年間のピークの台数のもとに予測をしておりますので、そういうスパンでの影響というのではないですよという結果になっております。

ただ、おっしゃるように、一時的に車が集中したらというような話がありますので、そこは事業者の環境保全の措置として、例えば工事中であればできるだけ集中しないようにしますとか、より低公害とか低燃費な車両ということで、環境にやさしい車両を使いますとか、アイドリングとか空ぶかし、急発進・急停止しない、エコドライブをやりますとか、そういう形で基本的な予測もありますし、それにプラスでこういういろんな措置を講じていきますよということで、できるだけ負荷を小さくしたいという内容としております。

【町田委員】 予想どおりの答え、ありがとうございます。しかし、発注者側の希望としましては、実際に工事が始まったら、例えば会議室の机でばかり仕事をしていないで、たまには現場に行って、工事中に不快感を感じる時間が特別長いとか、そういうのをちゃんと発注者側も監視していただきたいんですよね。素人考えで悪いですけども。

実際に私は市原の田舎に住んでいますが、自分が乗っているバスさえ、バスをおりたときにバスの後ろに回るのは嫌なので、バスをおりるとすぐに停留所から直角にバスから離れるようにしています。非常に咳き込むとかそういうことがあるので。工事中だったら、まだまだディーゼル車でちゃんと排ガス規制を守れていないような車両もたくさん走りますので、その辺は要望として、発注者側もたまには見て、できる限りやりますと言っても、そんなのは全く信用できませんから、実際に本当にできる限りのことをしていただきたいなと思う。

要望です。以上です。

【岡本会長】 今の先生のご指摘は大気に関するもので、環境基準との対比で見れば、この事業の場合、極めて軽微だろうと思いますけれども、先生の懸念というのは、もう少し短期的なスパンでの問題になります。

特に工事車両が通る道路が、付近に小学校等があるという話がありましたが、通学路になっているかどうか。それから、地域の住民の道路の利用形態とか、そういうものを考慮に入れた上で、「できる限り」ではなくて、計画段階で住民にどのような配慮をするかということを、事業者ができないことを書く必要はありませんけれども、事業者として適切にできるものがあれば、より具体的な内容をより多くの方に納得していただけるような項目を整理されていくことを期待したいと思います。そのことも含めて、もし可能であれば補足の資料を事務局の方にも出していただきたいと思います。

大気について質問がありましたけれども、多分この事業の場合、一番重要な環境要素だろうと思いますので、三澤先生、もし何かコメント、質問がありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【三澤委員】 取り立ててありません。大気の影響は私も軽微だと思います。予測なさっているものを見る限り、かなり軽微だと思います。

ちょっと話が戻りまして先ほどのものですが、それはスライドの 44 ですね。こういうことにかかわる話だと思うのです。瞬間的にどうなるか。だから、環境基準の何の値に関連するとか、それを上回っているという話ではなくて、瞬間的にどうなるかという話ですよ。

実際、大気汚染物質の濃度の変化を見てみますと、瞬間瞬間に実は非常にばらつくわけですね。そのときの短い時間スケールで、ばらつきのトップかどうかという話を先生は心配なされているのだと思うのです。

【町田委員】 まあそうですね。濃いときにさらされるとか。

【三澤委員】 そういう意味では、ここで空ぶかししないようにするとか書いてありますが、それをどうやってきちんと担保するか、というようなことをちょっと言及していただく。具体的にはわかりませんが、業者に発注するときにそこに監視員を立てるだとか、あるいは通勤・通学時間帯にはちょっと搬入・搬出をやめる。そういう方向であるとか、ちょっと工夫してこれが守られるというのを担保していただければ、市民の納得を得られるのではないかと思います。感想で申しわけありません。

【岡本会長】 ありがとうございます。

きょうは時間が限られておりますので、準備書等分厚い資料がありますので、後で気がついた点があれば、それについての事務局の対応もこの後説明があると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

よろしければ、続いて議題の 3 のその他に入りたいと思います。

事務局、お願いします。

【安西環境保全課長】 1 点ほど事務局より報告させていただきます。

会議資料を事前に委員の方にお送りしたところ、資料 4 の No.5 の「温室効果ガス等」関係について、事業者の見解に対して追加のご意見をいただきましたので、紹介させていただきます。

2030 年の電力の CO₂ 排出原単位が、将来のことはわからないので 0.37 という値は使わない、このように答えておりますが、平成 28 年 5 月に閣議決定されました地球温暖化対策計画の中で、各省庁積み上げの 2030 年における想定値計算において、2030 年度の全電源平均の電力排出係数は 0.37kg-CO₂/kWh が使用されております。こちらは資源エネルギー庁の資料となりますけれども、国の温暖化対策計画の根幹となる資料に明記されている数値を、将来のことはわからないという理由で無視するのはどうかと思います。少なくとも国の温暖化防止計画、あるいは長期エネルギー需給見通しにはこのような数値が使用されていることを明記する必要があるのではないかと思います。このようなご意見をいただきましたので、事業者の見解を聞きたいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。ただいま追加のご意見が紹介されました。

このことにつきまして、事業者より見解をお願いいたします。

【市毛廃棄物施設整備課長】 ただいまの件ですけれども、準備書の 11-464 ページをご覧ください。表が下の方にございます。大きな方です。表 11-16.2 に注釈として、2030 年の電力排出係数を使用していない理由を明記するという形でよろしいでしょうか。

【岡本会長】 本日、追加の意見を出した委員が欠席なので、できでしたら今の説明を事務局の方に文書で提出していただき、事務局より委員の方に照会をお願いしたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

【市毛廃棄物施設整備課長】 承知しました。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、大分時間もたちましたので、この後気がついた点は、事務局から一括で事業者さんの方に回答を求めるような対応にしたいと思いますので、そのことにつきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。

【木村環境保全課課長補佐】 今のことを含めまして、事務局から 3 点ほど連絡がございます。

まず 1 点目ですが、次回審査会の日程についてです。現時点では 2 つ候補がございまして、令和 2 年 3 月 13 日（金曜日）または同じく 3 月 15 日（日曜日）、いずれかの日に開催する旨お知らせをしているところでございますが、日程が確定次第ご連絡をさせていただきますので、ご出席いただける方におかれましては、いましばらくご予定の確保にご協力をよろしくお願いいたします。

2 点目は、追加の質問、意見の受け付けについてでございます。追加の質問、意見がございましたら、令和 2 年 1 月 15 日（水曜日）まで事務局の方で受け付けております。また、明日午前中までに事務局より意見書の様式を各委員の方にメールにて送付いたします。それで、今の会議の中で事業者見解を求められていたことに関しましては、あわせて次回会議の 1 カ月ぐらい前までに各委員の先生方に送らせていただきます。そうしまして、第 2 回の審査会にてまた事業者から改めてその件について説明をさせていただければと思います。

3 点目は、議事録の確認についてです。本日の議事録は、事務局にて案の作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

【岡本会長】 どうもありがとうございました。事務局からの説明について、もし質問等ありましたらばお願いしたいと思います。先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に意見がないようですので、これで本日の審議を終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。

【木村環境保全課課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度第 1 回環境影響評価審査会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 9 分 閉会